

第四次教育計画（令和7年度～令和9年度）

＜平方学園の教育・保育活動の一層の充実・発展と
これらを支える平方学園の安定的な成長に向けて＞

I はじめに

1 学校法人平方学園（以下「学園」という。）は、平成28年度から平成36年度（令和6年度）までの9年間にわたる中長期計画を策定し、平成28年度からの3年間を第一次総合計画、平成31年度（令和元年度）からの3年間を第二次総合教育計画、令和4年度からの3年間を第三次教育計画とし、各3年ごとの教育計画を定めて各種の取組みを進めてきた。これらの計画は令和6年度末をもって終了する。

この間には、明和県立高等学校ではコース制の特色を明確にした教育課程の編成、特進棟の建設、グラウンドの拡張、指定部活を強化する上での生徒受入れ用の宿泊施設の整備、日本大学や台湾の大学との教育連携、アメリカの大学での海外研修や台湾への修学旅行の実施による国際化への対応、登下校の快適さを増す上でのスクールバスの改善などに取り組んできた。幼保連携型認定こども園明和幼稚園では0歳児からの受入れ、ALTや民間が有する外部の力を活用しての教育・保育の充実、園児募集に向けての英語版のパンフレット作成・配布、施設の改修・増築などに、子育て支援としての明和児童クラブの設置と学習室の新設などに取り組み、児童クラブとしての体制が確立できた。また、職員の給与規程の改訂、変形労働時間制・時間外勤務等に関する協定の導入、働き方等に係る制度等の変更に対応しての規程等の見直しなどを進めてきた。なお、明和学園短期大学を学校法人共愛学園に移管することにより、現在の平方学園となっている。（注：以下、学校名は略称を用いることがある。）

一方では、「新型コロナウイルス」の拡大は、教育内容や方法に、また、保護者との連携の在り方や方法に大きな影響を与えるとともに、教育・保育の質を保証することや、学習者が学習成果を獲得していることが大切となり、これらのことが求められるようになってきている。高校では、情報通信技術（ICT）を活用した教育方法の改善により、個々の生徒に応じた教育を推進することで、学習への取組みの向上に結び付けている。また、生徒への学習・生徒指導面の充実による取得資格の量的拡大とレベルアップに、大学合格者や入学者の増に、さらには、部活動・学校行事の活性化などに表れている。幼稚園では「36の動作」や「絵本タイム」などの充実を図るとともに、外部の力を活用して、教育・保育の質の向上に結び付けている。また、ICTを活用しての保護者との連絡体制の改善に取り組み、成果が出ている。明和児童クラブは、就労している・就労しようとしている保護者にとって、小学校の放課後における“子どもの居場所”として、また、明和幼稚園の修了者を優先的に受け入れる場所として、大きな役割を果たしており、このことが幼稚園への入園とのかかわりのあるものとして、相互に良い効果を与えている。

なお、新型コロナウイルスの拡大は学校（明和県立高校、明和幼稚園、明和児童クラブ、学園本部。以下同じ。）での行事をはじめとする各種の取組みの縮小や中止などの問題ともなったが、一方で、様々な取組みを見直したり、学習者の伸長に向けての取組みとは何かを考えたりするきっかけとなったことは事実である。

各学校とも、少子化が進む中であっても、生徒・園児・児童の集まる学校となるよう取り組んでいるが、今後に向けての一層の工夫が必要である。

なお、教職員による不適切な言動が、教職員間の相互信頼を弱めたり、社会的な信用を落としたり

したことがあり、このようなことが起こらないよう、今後に向けての教訓としていく。

また、現在に至るまでの本学園の教育や保育の基盤となっているものは、平成21・22年に検討・策定し、23年度から実践に移してきている「平方学園の教育（注：現在は改訂版Ⅱ）（注：添付資料を参照）」である。この「平方学園の教育」の着実な実践・実施により、生徒・園児・児童の一層の成長や伸長に向けての取組みを進めている。

なお、学校法人の大本となっている私立学校法が令和5年5月に大幅に改正され、令和7年4月1日から施行される。この法改正において、理事・理事会、監事、評議員・評議員会の役割や業務が今まで以上に明確化され、強化されるものとなる。これに伴う学園の寄附行為の変更、各種の規則や規程の改正を行い、法の施行に対応できるように取組みを進めてきた。

- 2 学園の取り組む教育・保育の方向を示す9年間の教育計画は終了する。少子化が進行する時代であるが、このような中であっても学園が、また、学園が設置する学校は、地域社会における教育・保育機関として、地域の方々の期待に応える教育や保育活動を展開するとともに、地域社会の充実・発展に貢献してきた。これからも、学園及び学園が設置する学校は、教育・保育の方向やねらいを地域社会に明確に示し、その達成を通して、地域社会の充実・発展や人材育成に貢献していくことが大切である。

そのためにも、学園や学園が設置する学校としての教育や保育についての理解と協力を得る上で、学園としての今後の方向を示す計画を新たに策定することとする。

- 3 学校法人をはじめとする社会は、AI（人工知能）の言葉に代表されるように様々な分野におけるデジタルトランスフォーメーション（デジタル革新）が推し進められつつあり、社会の変化が急速に進むことが予想されているし、現実にもその方向に動いている。

このような状況を踏まえれば、学園の教育・保育に係る計画は、中・長期的なものを策定することよりも、今までのように、3年間を一つのサイクルとするものの方が現実的であると考ええる。また、3年間は、本学園の理事・監事・評議員の任期と同じであり、（任期と計画の期間が重なるものではないが）一つの役割・仕事・業務として取り組む期間として、位置付けることができる。

- 4 学園の教育・保育の考え方やその実現に向けての教職員の取組み方などについては、「平方学園の教育（改訂版Ⅱ）」にまとめてあり、これを基盤に据えて、教育・保育活動を展開してきた。

社会の変化はあっても、育てたい人間像や身に付けさせたい力などの教育・保育に関する基本的な考え方などには変わりがないものと考えるので、今後においても「平方学園の教育（改訂版Ⅱ）」をベースにおいて、教育・保育活動を展開する。また、「平方学園の教育（改訂版Ⅱ）」に示す“学園の教育方針”、“学園の教育”及び“成果を出すために”の内容・事項は、教職員が教育や保育の活動に取り組む上で、現在よりもより将来にわたっても大切なことであるので、その実現に向けて、全教職員は着実な取組みに力を入れていくこととする。

なお、これからの教育・保育の方向や考え方等は、本学園が取り組んできた「平方学園の教育（改訂版Ⅱ）」と軌を一にしていることを、第三次教育計画の「Ⅱ 教育の方向」、又は、後述の「Ⅲ 教育・保育を取り巻く状況」中の内容で確認されたい。

Ⅱ 第四次教育計画の策定に当たっての基本的な考え方

- 1 学校法人が設置する私立学校の役割は、教育機関としての公共性を有するとともに、法人や学校の目的達成に向けて、自主性を発揮することができるという良さを生かして、教育・保育活動を展開することにある。これらを通じて、学習者の能力・適性等の一層の伸長を図るとともに、将来の社会人として必要とされる資質を身に付けた者として、次の社会に送り出すことにある。学園及び学園が設

置する学校で取り組む教育・保育活動の基盤に置くのは、前述の「平方学園の教育（改訂版Ⅱ）」である。

全教職員がこの方向に沿って、気持ちを一つにして取り組むこととする。

- 2 学園及び学園が設置する学校には、教育や保育に対する中期や長期の、また、各年度の目標やねらい等がある。それらは、目指す教育や保育として、また、具体的な取組みと合わせて、パンフレットやホームページ等を通じて、学習者・保護者、地域関係者に示しているものであるから、その達成状況が注目されている。

この具体的な取組みの一部（新型コロナウイルスの関係で中断しているものなどを含めて）は「Ⅰはじめに」に記載したが、記載の有無にかかわらず、また、年度によって新たに生じてくる取組みも含めて、各取組みの質の向上、内容等の充実・拡大、学習者の量的・質的な拡大、学習者への定着状況の拡大などに力を入れることとする。

そのためにも、教職員は、学校長（校長、園長、所長、学園本部にあつては事務部長。以下同じ。）が示す学校の目標やねらい等を十分に理解するとともに、その達成に向けて、各学校で全教職員が同じ方向で教育・保育活動の実践に取り組むことであり、各人がそのための内容・方法等の工夫・改善に力を注ぐことである。合わせて、取組みは学校という組織として行うものであることを常に認識することである。また、自校の達成のみならず、学園内の他校の状況にも目を配り、学園としての取組みとなるよう、互いに意見・考えが述べられるような教職員の体制とすることである。

- 3 学習に取り組む者及びその保護者（家族）、また、地域社会の方々にとって、学校における学習・活動・生活などが安全・安心のもとで取り組めるかは大きな関心事であるし、この面での社会の注目度は年々高まっている。このことへの十分な対応が可能となるよう、人的・物的な面からの検討に取り組む。

また、教育・保育に関連する施設・設備等が社会の動向等に照らして適切なものであることなどは、学習の成果を高める上で重要なことであるので、このことが可能となるような体制に向けての検討を進める。

- 4 学校法人、各学校が掲げる目標やねらいの達成に向けて教育・保育の業務に取り組み、成果を高める上での中心となるのは、第一線で仕事をしている教職員である。教職員が様々な創意や工夫・改善の上に、学習者やその保護者（家族）の満足のいく、納得のいく教育・保育の取組みとなるよう、また、業務や仕事の遂行に自信と誇りを持つ体制となるよう検討していく。
- 5 私立学校法その他の法律等にも守られる学校法人は、多くの役割を持つとともに、社会に対して大きな責任を負っている。そして、学校法人の活動を保証する基盤となるものは、当該学校で学習に取り組む生徒・園児・児童（その保護者）からの授業料や保育料が主たる財源である。

また、学校法人は教育・保育の活動を長期にわたって展開することが社会に対する努めであり、それを可能とする上での安定的な財源確保は不可欠な要素である。

そのためにも、保護者や地域の関係者からの学園・学校に対する信頼の拡大に結び付く教育・保育活動の充実に取り組むことが重要であり、さらには、これらの活動を牽引する人材の発掘・育成などに取り組むことと合わせて、生徒・園児・児童の安定的な確保に力を入れる。また、学園・学校の維持・発展に向けて必要な経費の確保に向けての方策を検討する。

Ⅲ 教育・保育を取り巻く状況

- 1 学校法人を含め、社会はA I（人工知能）や情報通信などの進展に伴い、産業、雇用、働き方、教育・保育、生活などが変わりつつあるし、また、社会はこれらを大きく変化させようとしていると考

えられる。このような中では、定型的な業務の多くはA Iやロボットに代替可能となるので、今後はA Iなどを活用して自らが課題を解決できる力を有する人間となることが求められる。このことから、教育・保育の考え方も変わり、想像力と創造力が発揮できる教育をどう進めるかが問われることとなる。

このことに関係しては、第三次教育計画の中で、「これからの社会の中心となり、また、社会を担うこととなるのは、現在の子供たちである。子供たちの誰もが、未来を切り拓くにはどうしたら良いのかと“想像する”力と、それを具体化していく“創造する”力とを、また、これらの基盤となるものを自分のものとしていくことである。そのためには、子供の一人一人が自身の有する能力、資質、特性などに気付き、それらを引き出し、伸ばすなどの“学び”に取り組めるようにすることであり、この学びを“サポート”するのが教育・保育の本来の役割である。」としている。

また、教育・保育をめぐる学園の基本的な考え方については、第三次教育計画の中で、「次の時代の中心となる人材の育成に取り組む学校法人平方学園は、本学園において学習に取り組む子供たち一人一人が新しいことに挑戦し、価値を想像し、その具体化を創造できる力を蓄え、発揮できるようにする教育・保育に、また、子供たちのそれぞれが有する異質の考えや能力などを相互に尊重し合い、引き出し合い、伸ばし合う教育・保育に、さらには、互いに違いを理解し、認め合うとともに尊敬し合うなどの寛容性を伸ばせる教育・保育に取り組むものとする。」としている。

合わせて、子供は、年齢を越えての、また、学校を越えての子供同士のつながりの中での活動を通じて、人間関係や社会性などの多くのことを、自然に学び、身に付けていることに注目することである。言うなれば、子供の成長にとって、社会教育の有する機能を学校教育・保育の場でも大切にすることを求めている。

これからの教育・保育の方向や考え方等を踏まえると、本学園の教育・保育のベースに据えてきた「平方学園の教育（改訂版Ⅱ）」と合致するものである。このことから、学園の教職員はこれを共通の基盤として、生徒・園児・児童の能力・適性・進路等の伸長に結び付けることを通じて、保護者や地域関係者からの学校に対する信頼を高め、学習者の安定的な確保に結び付くよう取り組むものとする。

- 2 学校における教育・保育の推進に当たっての中心にあるのは教育課程であり、その編成や実施に関わる事項は、学習指導要領や教育要領の定めるところによってなっている。（小学校から高等学校までは学習指導要領、幼保連携型認定こども園は教育・保育要領、幼稚園は教育要領、保育所は保育指針となっているので、適宜、略称で使い分ける。）

現在、実施されている高等学校指導要領（平成30年3月告示）の前文に教育課程や学習指導要領を次のように述べている。（注：一部省略）。なお、一年前の平成29年3月告示の幼稚園教育要領でも同様であるが、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針においては、厚生労働省や内閣府が関係するためか、この前文に当たるようなものは明示されていない。ただし、教育・保育要領や保育指針で示している子供の教育や保育にかかわる活動の内容等に関する事項は同様なことも多いので、基本的な考え方などは同じと考えてよい。

「教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標（1 幅広い知識と教養を・・・など5項目。ここでは略）を達成するよう行われなければならない。」とある。

続けて、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な

人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するの
が、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である」とあり、更に続
けて「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、(…略…)
それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられ
るようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図
っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」としている。

学校教育の中心となり、また、中心に置かれているものが教育課程であり、その教育課程には編成
と実施の二つの要素がある。編成に当たっては、前述の教育や教育課程の有する意義、各学校の目
的・目標・ねらいなどの達成に向けて、教育活動の中に取り上げる様々な事項のつながりを示すこと
が重要である。このことから、“教育課程は学校の顔”であるとも言われる。また、教科・科目や特
別活動等の内容に関する事項は学習指導要領（教育要領を含む。）によることとなる。

この点について、前述の前文では、「学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる
教育課程の基準を大網的に定めるものである。学習指導要領の果たす役割の一つは、公の性質を有す
る学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工
夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域
の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を
図っていくことも重要である。」としている。

このように、学校教育の内容等のもととなる学習指導要領（教育要領）では、取り扱う教材に対す
る考え方や選択などについての大きな判断材料や役割を教える者の側に与えている。特に高校では
生徒の実情や進路等を十分に考慮して、指導内容などを十分に研究することが大切である。

- 3 高校、園、児童クラブのそれぞれには、教育・保育の専門機関として育てたい人物像などの目的や
目標があり、その実現に向けて、教育・保育の活動を展開している。その活動の柱となるのが教育課
程の編成と実施であり、そのもととなるのが学習指導要領や、教育・保育要領である。教育課程や学
習指導要領、教育・保育要領の意義を十分に確認し、教育や保育の質の確保と向上を図るとともに、
学習者に確実な力を付けさせることが教育職員の仕事・業務であり、それを可能とするよう支えるの
が事務職員の仕事・業務である。

繰り返すが、学校教育・保育の中心にあるのは教育課程の編成と実施である。その基盤にあるのが
学習指導要領、教育・保育要領である。これらの位置づけや趣旨を十分に理解し、教育や保育の活動
の展開において、多くの「幅や広がり」を教育職員は手に入れていることとなる。この利点をしっか
りと生かすことである。

IV 第四次教育計画の取り組みの重点

- 1 学園が、学校が、教育・保育の活動を継続的・長期的に展開する力を有することは、学校法人の社
会的な責務である。そして、それを可能とする財政的基盤となるのは、生徒・園児・児童（保護者）
からの授業料・保育料などである。そのためにも、生徒・園児・児童が安定的に集まる・集められる
学校となることである。

このような学校となるよう、各学校では「I はじめに」に記載したことを含めて、様々な取組み
が充実したものとなるよう力を入れている。大切なのは、これらの取組みを通じて、教職員の指導内
容や指導力が、また、学習者の学びの質と量がどう高まってきているかであり、このことの点検が重
要となっている。

合わせて、今後に向けては新型コロナウイルスの関係で中断したり、見直しをした取組みの扱いをどうするか、また、新たな取組みの検討・導入を通じて“学校の特色化”と結び付けることとする。

出生数の減少が続いている中での、生徒・園児・児童数の確保のきびしさはあるが、確保に向けての各学校の努力は続けられており、この点での教職員の取組みは評価に値する。

学園を、学校を維持・発展させていく上での経費等を考えれば、各学校での定員の確保が重要であり、このことを意識して、教育・保育活動に取り組むこととする。

生徒・園児・児童のそれぞれに応じた各般にわたっての力を身に付けさせ、成長させ、伸長させるのが学校の役割であり、そのための教育・保育活動は「平方学園の教育（改訂版Ⅱ）」に基づいて展開してきたし、今後も同じとする。

- 2 教育・保育活動の充実・発展を図り、推進する上で、年度単位、3年単位などで目標やねらいを定めて、その達成に向けて取り組んできた。教育や保育を進める上で新たな目標などを掲げて取り組むことは大切であるが、教育や保育にかかわる事項の目標やねらいの達成には“時間がかかる”ことも事実である。また、教育・保育の目標やねらいの達成状況の把握には難しさの伴うことや、教職員の協力体制や取組み体制などがかわることもある。さらには、達成にかかわるレベルやレベルアップに意味や意義が関係することも多い。
- 3 事業に取り組む分野においては、計画を立てて取り組むことが多く、その取り組んだ結果については、例えば販売数などのように実績の見やすいものもあるが、教育・保育の分野における計画の達成に向けては時間を有するものがあることや、達成のレベルの把握の難しさなどを考慮し、今回は次のようにする。

（1）学校は、第三次教育計画に掲げる次の事項と、令和7年度の事業計画（場合によっては8年度、9年度の計画を含む。）とを合わせて、その目標やねらいの達成に取り組むものとする。

- ① 高校は、令和4年度から実施中の教育課程（コース制を含む。）のねらい等を踏まえて、その一段と高い学力の定着や、競技力・技術力の向上に取り組み、定員の確保に結び付けるようにする。合わせて、ICTを活用しての教育は、生徒の学習意欲や思考力を高める上で大きな役割を果たしているし、今後はさらに重みを増すものとなるので、今までの取組みを点検しつつ、さらなる充実に向けて取り組んでいく。

次に、日本大学や台湾の大学との連携、また、国際交流の実施は、生徒の学習や生活意欲の一層の向上に結び付いているので、学習、進路、職業などに対する生徒の意識、見方、考え方をさらに高めたり、深めたりする上で、現在の取組みの工夫・改善・充実を進める。また、今後における国内外の大学との交流・連携、国際交流についての検討を行い、連携の拡大に取り組むとともに、生徒自身が学習に取り組む力を一層伸長させる学校となるようにする。

なお、現在の教育課程は、編成・実施後3年が経過するので、この間の状況を点検・評価し、高校としての教育目標やねらい等のより高度な教育実践の達成に向けて、教育課程を見直し、編成・実施できるよう検討を進める。

- ② 幼稚園は、「36の動作」、「絵本タイム」、「どこでもイングリッシュ」、外部教育機関を活用しての「幼児体育」に対する教職員の意識を高めるとともに、取組みに対する保護者の認識の深化と協力体制が拡大するようにする。特に、「保護者による絵本の読み聞かせ」は、本に対する園児の関心を高めるのみならず、保護者と園とのつながりの強化となることであるから、“参加する保護者の増加策”を検討し、実践する。また、園児の成長・伸長に向けて、外部において教育・保育にかかわる分野を展開している企業・団体・個人等の発掘に取り組み、その活用を検討する。さらには、園児の受け入れ年齢についての検討を進める。

- ③ 児童クラブは、学習支援や相談機能を取り入れた取り組みや、社会教育の観点に立っての児童間のつながりの重視などに取り組み、他の児童クラブとの差別化を図ってきている。幼稚園の園児数との関係で、児童クラブの定員を考えてきた面もあったが、この点を重視しつつも、児童クラブの保護者の考え方等の変化に応じての受入れ体制をどうするのかを検討する。
- ④ 学園は、設置する学校が教育・保育活動の推進を通じて、社会的責務を果たしていく上での施設・設備その他の条件整備にかかわる財務計画の策定と、条件整備の具体化に取り組む。
- ⑤ 教育・保育活動、学園・学校の維持・発展を支え、牽引するのは人であるから、人材の育成・発掘に向けての対応を検討する。

V 第四次教育計画を進めるに当たって

- 1 学園が設置する学校は、私立学校法に基づいて教育・保育の活動を展開する教育機関であり、社会に対して大きな責任を負っている。そこで、教育基本法をはじめとする各種の法令に定める教育や保育の目的、目標、ねらい等の達成に向けて、全力を出して取り組むこととする。

また、学校が学習者・保護者（家族）、地域関係者等に明示している「目的・ねらい等の約束」の達成に向けて、その取り組みの状況や結果を関係者に示すこととする。

これらの一つ一つの取り組みを誠実に行っていくことが、学校が地域社会からの信頼に結び付くこととなるので、学校の教職員の誰もが前記を十分に認識し、学校の信頼を高める上での取り組みに力を入れるものとする。

- 2 学校法人及び学校で取り組む仕事や業務は、人間や人材の育成・伸長等に係るものであることから、その取り組みに当たっては、学園という組織としても、組織を構成する個人としても、法令等の遵守（コンプライアンス）を重視するものとする。合わせて、組織として組織を・個人をチェックし、個人として組織を・個人をチェックする取り組みは、学園・学校という組織体を強化し、また、その構成員である教職員の資質向上を高める面からも大切なものであることを重視するものとする。
- 3 学園の業務は多岐にわたっている。学校は学園に属しているが、その業務の中には学園とは別の学校独自の業務を有することがある。いずれの業務や仕事の遂行であっても、それらを適正に、また、一定の水準のもとで執行することが重要である。その規準を示すものとして、各種の規則や規程等を整えており、学園においても同様である。

業務や仕事の執行に当たっては、法令や学園で整備している規則や規程等に基づいて行うこと自体がコンプライアンスであるとともに、組織としての取り組み方である。個人的な判断であったり、基準であったりでの業務や仕事の執行では、学園という組織としての取り組みにならないことである。

業務や仕事への取り組みが組織として行われるように、また、コンプライアンスの重要性を教職員が十分に理解し、実践できるようにする。

- 4 学園や学校に限らず、事業や仕事に係る組織体には、その目的や目標達成を阻害する要因を有している、生じさせることがある。いわゆる「リスク」の問題を常に抱えていることである。

リスクは様々な箇所から生じる可能性を有しているし、その与える影響の程度を予測し、あらかじめ対応策を考えておくことの難しさはあるが、このことに取り組むとともに、リスクが生じた場合にはその影響の最小限化を前提にして、その対応を考えることとする。

業務や仕事の遂行の中には、リスクの問題が含まれていることを、機会を通して教職員に呼びかけしていくことが大切であるが、それによって教職員の物事への取り組みが委縮することのないように留意する。

- 5 学園・学校という場所は、業務に取り組む教職員、学習に取り組む生徒・園児、児童とその保護者

(家族)、これらを支える地域の社会人や業者の皆様などの、多くの人たちのつながりの中で動いている。

このつながりを重視する上で根底に据えるのは、ハラスメントの事項であり、その防止に力をそそぐとともに、ハラスメントの問題に対する意識の高揚に力をそそぐものとする。

学園・学校には、教育、保育、修学、研究、就業、職業などの機会と権利を保障することを通じて、社会的役割を果たすことが求められている。このことから、学園・学校には、ハラスメントの問題はあってはならないことである。

- 6 法令や各規則・規程等には、学園や学校の事業・業務・仕事を進める上での有効性、効率性、同一性を高める要素が、また、組織の内外に発する報告や情報の信頼性を高めたり、保証したりする要素がある。また、各種の取組みに関係しての法令その他の規範を遵守することとなっていることなどがある。

更には、組織体である学園や学校に係る法令や規程等には、組織を統治・統制する上で必要な命令や指示の系統が含まれているので、これに基づいての業務や仕事が行われていることが大切である。

学園は群馬県知事の監督下にあるが、一つの独立した教育・保育活動の機関、組織としての“気風と風土”のもとで各種の取組みを展開しているので、組織に関係する者（法人の理事・監事、評議員、教職員）が個々として、全員として様々な活動を自分たちの力で、自らの力で統制していくようにすること（ガバナンス・組織統治）に力を入れていくこととする。

- 7 学校法人という人格を有する組織体として業務を遂行していく上では、法令、自らの考え・判断で策定した各種の規則や規程等を遵守するとともに、組織の構成員自体が組織の内部にいる者として、仕事や業務の内容・質の向上に、また、仕事や業務の適正な執行に取り組むことである。その取組みが適正で、有効で、信頼性が高いものとしていく上で、寄附行為や規則・規程等がどうかかわっているかを改めて確認し、業務などに携わっていくことである。これらをまとめたものが、内部統制システムの基本方針である。

これをもとに、各種の規則・規程等を再認識し、業務や職務を遂行する。